

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程

	平15. 10. 1 機構規程79
改正	平17. 3. 28 機構規程81
改正	平19. 12. 18 機構規程36
改正	平19. 12. 18 機構規程37
改正	平21. 11. 26 機構規程37
改正	平23. 5. 17 機構規程10
改正	平23. 8. 1 機構規程21
改正	平25. 11. 20 機構規程27
改正	平27. 3. 30 機構規程60
改正	平27. 7. 29 機構規程13
改正	平27. 11. 24 機構規程50
改正	平28. 3. 30 機構規程79
改正	平29. 3. 30 機構規程87
改正	平30. 9. 26 機構規程33
改正	平30. 11. 15 機構規程39
改正	令 2. 3. 24 機構規程39
改正	令 2. 7. 17 機構規程11
改正	令 3. 2. 16 機構規程40
改正	令 3. 3. 29 機構規程76
改正	令 3. 11. 24 機構規程72

(目的)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における売買、賃借、請負その他(工事の請負、調査、設計、測量等の業務の請負並びに用地の売買及び賃借を除く。以下「物品購入等」という。)の契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査に関する事務の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。)及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一般競争参加資格)

第2条 理事長は、契約事務規程第6条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 契約事務規程第4条に該当する者

- イ 契約事務規程第5条第1項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
  - ウ 契約事務規程第5条第3項に該当すると認められる者
  - エ 第5条に規定する資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - オ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (2) 次のアからオまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。
- ア 第4条に規定する定期の一般競争参加資格審査を申請する日の属する年の1月1日又は随時の一般競争参加資格審査を申請する日の属する月の初日(以下これらを「審査基準日」という。)の直前2年間の各事業(営業)年度の年間平均実績高
  - イ 申請をする日の直前の事業(営業)年度の決算における自己資本額
  - ウ 申請をする日の直前の事業(営業)年度の決算における流動比率
  - エ 審査基準日における常勤職員数
  - オ 審査基準日までの営業年数

#### (業種区分等)

第3条 一般競争参加資格審査の業種区分及び取引品名は、別表のとおりとする。

- 2 前項で定める別表に記載のない業種区分及び取引品名は、契約事務規程第6条第5項に定める資格(以下「全省庁統一資格」という。)の種類及び営業品目に基づくものとする。

#### (一般競争参加資格審査の実施)

第4条 理事長は、契約事務規程第6条第2項の規定により3年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

#### (一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第5条 理事長は、一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)(様式1-1、1-2、1-3。以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

- 2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 営業経歴書
- (2) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はその写し
- (3) 財務諸表類(申請者が法人である場合においては、申請する日の直前1年の各事業(営

業)年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、申請する日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書)

- (4) 納税証明書(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))の写し
- (5) 代理申請に係る委任状(様式1-4)
- (6) 資本関係・人的関係に係る調書(様式1-5)

(資格審査申請書の提出期間)

第6条 資格審査申請書の提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の1月10日から1月31日(起算日又は満了日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日である場合は、その直後の休日でない日)までの期間
- (2) 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

(資格審査申請書等の提出方法)

第7条 資格審査申請書等の提出方法は、文書郵送方式及び文書持参方式によるものとする。

(一般競争参加資格審査)

第8条 理事長は、契約事務規程第6条第2項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条第1号アからオまでのいずれかに該当する者については、一般競争参加資格がないと認定する。
  - (2) 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分の取引品名ごとに、第2条第2号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分の取引品名における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。
- 2 理事長は、前項の一般競争参加資格審査を行うときは、競争参加資格審査委員会規程(平成15年10月機構規程第86号)第6条に規定する物品購入等審査会(以下「審査会」という。)の予備審査を経るものとする。

(一般競争参加資格の認定の通知等)

第9条 理事長は、前条第1項第2号の規定により一般競争参加資格の認定をしたときは、一般競争参加資格があると認定された者(以下「資格確認者」という。)が掲載された物

品購入等競争参加資格確認者名簿（様式3乙）をホームページにおいて公表することで通知に代えるものとする。

- 2 一般競争参加資格の認定日は、当該資格確認者が掲載された物品購入等競争参加資格確認者名簿をホームページに公表した日とする。
- 3 理事長は、前条第1項第1号の規定により一般競争参加資格の認定をしないときは、当該認定をしない者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（一般競争参加資格の有効期間）

第10条 第8条第1項第2号の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格の認定日から次の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

（変更等の届出）

第11条 理事長は、申請者又は資格確認者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

- (1) 死亡したときは、その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
  - (3) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
  - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
  - (5) 廃業したときは、本人又は役員
- 2 理事長は、申請者又は資格確認者が第2条第1号ア若しくはオに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届け出させるものとする。
  - 3 理事長は、資格確認者となった後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届（物品製造等）（様式2）により、その旨を届け出させるものとする。
    - (1) 本店住所、電話番号又はFAX番号
    - (2) 商号又は名称
    - (3) 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
    - (4) 営業所等の名称、所在地、電話番号又はFAX番号
    - (5) 親会社、子会社及び役員の兼任

（一般競争参加資格の認定の取消し）

第12条 理事長は、資格確認者が第2条第1号アからオまでのいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

- 2 理事長は、資格確認者から前条第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、審査会の予備審査を経ずに、直ちに一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した物品購入等競争参加資格確認者名簿をホームページに公表するとともに一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書（様式4）により当該資格確認者にその旨を通知するものとし、第2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した物品購入等競争参加資格確認者名簿をホームページに公表することで通知に代えるものとする。

（資格確認者名簿）

第13条 理事長は、契約事務規程第6条第3項の規定により名簿を作成するときは、物品購入等競争参加資格確認者名簿(様式3甲、乙)により行うものとする。

（指名競争参加資格）

第14条 理事長は、契約事務規程第34条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（様式）

第15条 第5条、第9条、第11条、第12条及び第13条に規定する様式は、本社経理資金部長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成31・32・33年度の定期又は随時の一般競争参加資格審査において、第9条の規定により次の表の第一欄に掲げる者から一般競争参加資格の認定を受けた者は、同表第二欄に掲げる者から一般競争参加資格の認定を受けた者とみなす。

第一欄	第二欄
東京支社長	理事長
大阪支社長	
北海道新幹線建設局長	
九州新幹線建設局長	
青森工事事務所長	
関東甲信工事局長	

(新型コロナウイルス感染症に係る競争参加資格審査の特例)

第3条 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第5条第2項第4号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

(適用除外)

第4条 この規程は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項から第3項まで並びに附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定する業務については、適用しない。

附 則(平成17年3月28日機構規程第81号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日機構規程第36号)

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

附 則(平成19年12月18日機構規程第37号)

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

附 則(平成21年11月26日機構規程第37号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期的確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成23年5月17日機構規程第10号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日機構規程第21号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年11月20日機構規程第27号)

第1条 この規程は、平成25年11月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格については、平成26・27年度の定期的確認書を交付する日まで、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成27年3月30日機構規程第60号) 抄

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(その他の経過措置)

第3条 この規程の施行に伴う必要な経過措置については、別に定めるものとする。

附 則(平成27年7月29日機構規程第13号)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成27年11月24日機構規程第50号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年11月25日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格については、平成28・29・30年度の定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成28年3月30日機構規程第79号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日機構規程第87号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月26日機構規程第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格については、新たに定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成30年11月15日機構規程第39号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年11月16日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格については、新たに定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。

附 則(令和2年3月24日機構規程第39号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日機構規程第11号)

この規程は、令和2年7月17日から施行する。

附 則(令和3年2月16日機構規程第40号)

この規程は、令和3年3月1日から施行し、令和3年4月1日以降に認定等する競争参加資格及び当該資格の審査等に関する事務の取扱いから適用する。

附 則(令和3年3月29日機構規程第76号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月24日機構規程第72号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年11月24日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格については、令和4・5・6年度の定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。



別表 業種区分及び取引品名表

業種区分	取引品名	主な取引品目	全省庁統一資格 営業品目
製造			
(1) 機械装置	①軌道モーターカー ンパ ④鉄製トロ トモルタルミキサ 置付)	②架線作業車 ③マルチプルタイタ ⑤スラブ軌道作業車 ⑥アスファル ⑦グラウトポンプ ⑧特種車(軌陸装 置付)	該当なし
(2) 軌道用品	①一般レール		該当なし
	②分岐器	分岐器、中継レール、接着絶縁レール、伸縮継目	
	③レール締結装置	レール締結装置(金物類)、レール締結装置(化成類)、レール締結装置(軌道パット類)	
	④まくらぎ	木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、合成まくらぎ	
	⑤バラストマット	バラストマット	
	⑥道床バラスト	道床バラスト	
(3) 電気用品	(以下鉄道の電気に供するもの。)		該当なし
	①信号機器類	継電連動機、CTC 装置、ATC 地上装置、信号符号送受信機、列車番号表示装置、列車番号送受信機、軌道回路送受信機、電子連動機、ATS 地上装置、自動進路制御装置	
	②変電・電力機器類	交流遮断器(※1、※8)、動力操作断路器(※1、※8)、電力コンデンサ(※1、※8)、電力補償装置(※8)、電力変換器(※8)電鉄用配電盤、変電所集中制御盤、電力ろ波器(※2)、内燃発電機(※3)、タービン発電機(※3)、ガス絶縁開閉装置(※1)、直流開閉装置(※2)、配電用交流電源装置、き電用変圧器、電力変換器用変圧器(※8)、配電用変圧器(※4)、計器用変成器(※1、※8)、避雷器(※1、※8)、排水ポンプ装置(※7)	
③通信機器類	データ伝送送受信装置(※5)、光PCM 搬送装置(※5)、列車無線通信装置、新幹線列車無線通信装置(※5)、通信情報制御監視装置(※5)、旅客案内情報処理装置(※6)		
※1 特別高圧用のものに限る。 ※2 直流電鉄用のものに限る。 ※3 500KVA 以上のものに限る。 ※4 特別高圧用のもので 500KVA 以上のものに限る。 ※5 鉄道専用のものに限る。 ※6 列車運行システムと連動するものに限る。 ※7 青函トンネルのものに限る。 ※8 電鉄変電所等のものに限る。			